

### 第3回大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議の概要

日時：令和4年1月14日（金曜日）午前10時から午前11時50分まで

場所：大阪府庁本館1階 第一委員会室

#### ■議事1 中間とりまとめ（案）について

冒頭、事務局より中間とりまとめ（案）について説明。

（福島会長）各委員に中間とりまとめ（案）の議論を行って頂く前に、大阪府議会令和3年9月定例会における宿泊税に関する質疑について事務局より報告をお願いしたい。

（事務局）これまでの宿泊税収総額や今後の宿泊税充当事業のほか、宿泊税の減収を受けて実施した対応と決算について質問があった。また、修学旅行生等の獲得競争といった面から、修学旅行生等に対して、宿泊税の課税免除をできないかという意見もあった。

（福島会長）宿泊税に関する質疑のうち、修学旅行生等への課税免除を導入する意見が出たことを受け、中間とりまとめ（案）の議論をするにあたり、この課税免除制度について、まず各委員より意見をいただきたい。事務局に質問だが、検討するにあたっての課題等があれば説明をお願いしたい。

（事務局）修学旅行生やスポーツ大会等で訪れた学生の有無やその数が把握できないため、具体的な効果や影響を示すために必要となるデータの収集をどうするか等の検討が必要。また、特別徴収義務者側において宿泊者が課税免除の対象かどうかの要件確認のため、証明書類の提出を求めるなどの手続きを設ける必要がある。なお、その手続きは、特別徴収義務者の負担ができる限り小さくなるよう、課税免除の対象かどうかを容易に判別できるものとするのが重要。

制度改正を行う場合は、総務大臣の同意の手続きや事業者への周知期間など、一定の期間が必要となる。参考として、令和元年度の免税点引き下げ時は、約9か月を要した。

（福島会長）それでは、事務局の説明も参考に各委員から意見をいただきたい。

（清水委員）課税免除の対象範囲について、修学旅行生だけでなく、クラブ活動やサークルの旅行など、どこまでを対象とすることを検討することが必要ではないか。また、大阪と京都の両方に宿泊する修学旅行の場合、宿泊税の課税有無により、学校側や宿泊施設等の対応の違いや、今何か問題が生じているのかを把握する必要もあると思う。

課税免除制度については、導入までに一定の期間が必要で、すぐには実現が難しいこと、また、修学旅行に関するデータが把握できていない状況下で、宿泊税も減少している現在において、早急に実施するべきではないのではと思う。時期を見極めて、コロナ収束後に改めて検討すればよいのではと思う。

（山口委員）修学旅行について積極的に対応した方がいいということは、1回目・2回目の会議でもお伝えしていたところ。今の説明を踏まえると、修学旅行生を積極的に誘致するためにはどうしたら

いいかが論点になるが、現行の免税点 7,000 円のままでいくなら、修学旅行生を特別扱いする必要はなく、コロナ禍でシングルルーム対応となっている宿泊代金の補助といった、修学旅行を誘致するための施策に宿泊税を用いる方が効果的ではないか。というのも、修学旅行生に対して宿泊税を減免措置する事が誘致に向けた直接の要因にならないのではないかと、逆に言うと修学旅行生を課税対象にしていることは誘致の阻害要因にはなっていないのではないかとというのが私の見解。

例えば、修学旅行だけではなく教育旅行全般に支援を広げていくのであれば、コロナ禍に対応した小規模・分散型旅行への対応として福島県が行っているような、移動に係るバス経費の一部補助等の施策を検討してはどうか。

(福島会長) いままで大阪の観光客のターゲットはインバウンドがメインで、教育旅行などをあまりターゲットにしていなかった。これからは、教育旅行の誘致について考えることも重要ではないか。

(中野委員) 旅行業界のなかでは、修学旅行は大きな事業。修学旅行は教育的な観点を持つ旅行であるとの観点から宿泊税を免除するのであれば、賛成である。

また、修学旅行生の課税免除制度を検討するにあたって、まず、徴収する時に修学旅行かその他の旅行なのか違いが分かりにくい。とのことだが、修学旅行の場合は修学旅行の証明書が存在するので、一目瞭然で分かる。さらに修学旅行は、ほぼ 100%旅行会社が介在するので、旅行会社が旅行代金を徴収し、宿泊税も含めて宿泊事業者に支払うという流れになる。このため、修学旅行かどうかの判断はさほど難しくないとと思われる。

次に、宿泊税の存在が大阪への修学旅行誘致の阻害要因になっているかどうかは、今の宿泊税の金額であれば、影響はない(阻害要因にはなっていない)。学校が修学旅行先を検討する際は、(宿泊税の有無ではなく)教育的観点からその場所が良いか、どうかという見方で選ぶもの。

(福島会長) これまでの話を聞いていて、シニア層にももちろん大阪に来てほしいが、国内外から若者が集うような街を目指していくことが必要だと思う。

(片岡委員) お話された先生の意見に、本質的には賛成。誘致という目的を再認識した上で、最適な方法を考えるのが良い。また、会長が仰っていたとおり、若者をどんどん誘致・集客することは重要。ただし、課税免除制度を導入するにあたってひとつ懸念しているのは、修学旅行生だけでなく、対象者を拡大し、教育旅行も含める場合で、例えば大学のサークルを含めるとなると、メンバーのなかには社会人もいるなど、多様化している。加えて旅行目的も、観光と教育を組み合わせているケースがあるので、課税免除制度の対象者かどうかの事務的な線引きをするのが難しい場面もあるだろう。

(玉川委員) 修学旅行の課税免除制度がないから大阪に泊まらず、京都に泊まるということであれば、もったいないし、大阪にどんどん来てほしいという思いがあるので、そのために宿泊税を使って出来ることがあるなら取り入れるべきだと思う。一方で、宿泊事業者の業務に負担が行くことは絶対に避けないといけないので、その頃合いを見るのが難しい。また、教育旅行の誘致に取り組むのであれば、大阪府の観光施策として考え方を打ち出すことが重要。

(田中委員) 税の理論からいうと、課税免除制度には消極的ないし否定的な考え方となる。宿泊税の担

税力は広い意味では消費能力。消費能力は実際に消費した金額の大きさを示されるもので、大阪府の宿泊税制度でいえば宿泊代金がこれにあたる。大阪に来て様々な公共サービスを受ける代わりに、宿泊代金をもとに一定程度の宿泊税を負担してもらう、ということは理にかなっている。よって、消費課税では例外は設けない方がよいと考える。また、現行の免税点 7,000 円を維持するのであれば、修学旅行の課税免除制度を導入しなくても、問題ないだろう。以上の理由から、課税免除制度の導入については慎重であった方がいい。

ただし、大阪は、修学旅行で生徒たちが学ぶに値する文化的・教育的なコンテンツが充実している都市である点をアピールすることを目的として、その施策の一環として税金の負担を安くする、ということなら、強く反対はしない。

(福島委員) 旅行業界は教育旅行にすごく力を入れているので、この中間とりまとめで、大阪の観光戦略の一つとして言及することはどうか。

(事務局) 教育旅行を中間とりまとめにどう書くかは検討する。また、教育旅行をどうしていくかについてだが、「大阪都市魅力創造戦略2025」の重点取組みとして「国内からの誘客」は最優先項目としており、修学旅行生の誘客は、この項目に含まれると認識している。また、昨年度から教育庁と連名で、各都道府県の教育委員会に修学旅行の誘致にかかる通知を出している。さらに、大阪観光局も教育旅行に注力しているので、連携してやっていきたい。

(福島委員) 続いて、中間とりまとめ(案)の「3.今後の観光振興施策の方向性」と、「4.宿泊税制度のあり方」を中心に、意見をいただきたい。

(清水委員) とてもよくまとまっていると思う。宿泊税を使うことで、大阪府の観光振興施策の2つの柱に沿った事業を充実させることができたのがよく分かる。

今後の事業については、大阪府が目指す観光施策の方向性を実現するために必要な事業と、コロナ禍でやらなければいけない事業とを分けて考えないといけない。また、年間20億円の宿泊税収があれば必要な事業を実施していけるという話なので、今後、宿泊税のあり方検討を行う際には、20億円を確保できる宿泊税の在り方を考えなければならない。一方で、今後、年間20億円の宿泊税収を確保できる場合には、宿泊税制度を大きく変更する必要はないと考える。

加えて個人的な意見になるが、今後も継続して20億円を確保できる場合や、大阪の観光施策の在り方にもよるが、大阪に来る観光客は(宿泊代金にかかわらず)一定の行政サービスを受けているので、将来的には免税点は撤廃するべきと考えている。

(片岡委員) きれいにまとめてもらっている。データがないので、当面は現行の宿泊税制度を維持することに異論はない。併せて、これまで、宿泊税を有効活用して、多くの事業を実施していることを観光客にしっかりとアナウンスすれば、今後、免税点の撤廃や引き下げ等の制度変更をする際に、一定の理解を得られるのではないかと。

話は戻るが、さきほどの修学旅行の話で、新たなニーズへの対応事業例のなかの「AI・ICTを活用」とあるが、この中で若者と大阪の観光を結びつけるような施策を展開するのはどうか。具体的には、現在、コロナ禍ですぐに大阪に来ることができず、自宅学習の機会が多くなっているため、大阪の観光を取り上げるアプリを開発し、修学旅行に来る前にアプリで事前学習ができるようにす

るなど。コロナ禍であることを逆手にとって、積極的な攻めの姿勢で事業を考えていくべき。

(山口委員) 事業方針は基本的に賛成。「基本的に」と留保したのは、「20億円程度を目指すべき」とあるが、20億円未達時の方針を事前に整理する必要の有無を確認したいため。中間とりまとめ(案)での新たなニーズへの対応はいわゆる投資予算で、事業開発を伴うものである。今後の観光客の伸びや未来の観光につながるものなので、宿泊税の増収のためにも20億円未達の場合はどうするかを事前に紐解いておかないといけない。一方で、最重点事業は、現在の宿泊税充当事業を維持し、観光客から宿泊税を大阪府が預かって観光客や宿泊事業者に還元するものである。つまり、1回目の審議会でお伝えしたポジティブフィードバックの取組みとして、市町村や大阪観光局などとの連携で現場のニーズを反映した展開が必要。このコロナ禍はまだ続きそうであるので、20億円が未達の際に、開発部分と還元部分のバランスを取り、具体的な額の調整だけでなく、調整にあたっての配分比率も考えなければいけないのではないか。

併せて、ここに出ていない観点で言うと、次期審議会では、さきほど話に出ていたAI・ICTに関連するメタバースやeスポーツのMICE、ワーケーションの促進支援を推進した後の宿泊税制度の検討が行えるとよい。例えば、長期滞在を見越して新たな免税措置や支援策等を考える段階に至ってほしい。

(福島会長) 事務局として、宿泊税収が20億円に満たなかった場合はどうしようと考えているのか。

(事務局) 予算編成時に次年度の宿泊税収の見込みを立て、それをもとに事業を組み立てているが、予算編成時に見込んでいた宿泊税収に満たない場合は、充当事業の優先順位をつけて実施することとなる。

また、宿泊税収が大きく落ち込み、20億円に満たない場合が今後も続く場合は、(中間とりまとめ案の)P16に記載しているが、事業の見直しと併せて、宿泊税収を確保するために宿泊料金の区分や課税額の見直しについての議論も必要となる。

(中野委員) 案は分かりやすく書いてある。個人的な意見としては、宿泊税充当事業のなかでも特にMICEに力を入れてもらいたい。MICEは宿泊・観光・移動等のすべての観光要素が含まれており、またインバウンドの獲得にもつながる。コロナで観光が復活するのはもう少し先だと思うので、20億円の税収が今後確保できるかは読めないが、万博やIRが開始するまでにある程度環境が整備されていればいいと思う。

(福島会長) MICEでいくと、現在大阪は来年のG7サミットを誘致しているが、万博に向けて良いきっかけになるので、官民挙げて誘致に向けて取り組みたいと考えている。

(玉川委員) 分かりやすくまとめてもらっている。片岡先生の話で、ICT・AIと若者を結びつける話があったが、私もそれは必要と思う。今、大阪府・市では万博に向けて、大阪のまち全体をバーチャル空間で再現する「バーチャル大阪」を実施しているが、バーチャル部分はスマートシティ戦略部、ハード部分は大阪都市計画局というように各施策を担当している部署が違う。大阪府庁内でうまく調整・連携して、施策として一体的に整ったものに宿泊税を充当してほしい。続いて宿泊税制度のあり方についてだが、現時点では有用なデータが取れないので、データ収集が可能になった時点で、

5年を待たずに検討するとあるが、コロナ禍の今の状況を踏まえると、それが最善の策だと思う。また、「特別徴収義務者である宿泊事業者の負担にも留意」とあるように、次期検討時も、現在、コロナで大変な思いをされている宿泊事業者の立場に立って、負担が増えないように留意してほしい。

(事務局)「バーチャル大阪」について、大阪府庁内ではシステム自体はスマートシティ戦略部が担っているが、「バーチャル大阪」内の大阪の魅力ある観光地の選出等は、府民文化部で行っている。表には出ていないかもしれないが、大阪府庁内で連携して万博に向けて取り組んでいるところ。

(田中委員)もう少し工夫できればという点について申し上げたい。「大阪府の観光・文化関連事業費に占める宿泊税充当額の割合は、制度導入から5年間の総額で見ると、約4割になっている」とあるが、事業費の4割を占めているので宿泊税は重要だと述べるときは、宿泊税がなかった平成27年の事業費を示さないといけない。宿泊税が無かった時にどうだったかは、議会や納税者、特別徴収義務者を説得する上で重要な指標になる。また、ここでいう観光・文化関連事業費とは何かの定義も分かるようにしないといけない。また、この4割について、単なる事実認識でいいのか、他に違う意味合いが含まれているのかについても教えてほしい。

(福島会長)田中委員のいったことは非常に大事。資料への反映は可能か。

(事務局)平成27年のデータはあるはずなので反映は可能。次に4割の意味については、特別な意味を持たしているのではなく、事実のみを記載している。

(福島会長)基本的には、良くまとまっていると思う。こうしてみると、平成28年に宿泊税制度がスタートしてから、試行錯誤していろいろな宿泊税充当事業を行ってきたという印象。これまでの委員会での議論を踏まえ、各委員の意見を答申に反映して整理していくが、その内容については、会長である私に一任してもらって、事務局と調整しながら修正したいと考えているが、いかがでしょうか。

(一同)異議なし。

(事務局)それでは、委員のみなさまから頂いたご意見等について整理して、次回の会議で事務局より答申(案)を提示します。それでは第3回大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議を閉会します。

以上